

令和3年 第2回松田町議会臨時会 会議録

令和3年4月22日 午前9時00分 開議

1. 出席議員 11人

1 番	唐 澤 一 代	—	—	3 番	内 田 晃
4 番	平 野 由里子	5 番	田 代 実	6 番	井 上 栄 一
7 番	南 雲 まさ子	8 番	中 野 博	9 番	飯 田 一
1 0 番	齋 藤 永	1 1 番	寺 嶋 正	1 2 番	大 館 秀 孝

2. 欠席議員 1人

2 番	古 谷 星工人
-----	---------

3. 説明のための出席者 14人

町 長	本 山 博 幸	副 町 長	田 代 浩 一
教 育 長	浄 泉 和 幸	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	依 田 貞 彦
政 策 推 進 課 長	鈴 木 英 幸	総 務 課 長	早 野 政 弘
税 務 課 長	山 岸 裕 子	町 民 課 長	川 本 博 孝
福 祉 課 長	椎 野 晃 一	子 育 て 健 康 課 長	石 渡 由 美 子
観 光 経 済 課 長	柳 澤 一 郎	参 事 兼 ま ち づ くり 課 長	高 橋 英 雄
環 境 上 下 水 道 課 長	渋 谷 好 人	教 育 課 長	遠 藤 洋 一

4. 出席した議会事務局書記 2人

事 務 局 長	石 井 友 子	書 記	鈴 木 美 紅
---------	---------	-----	---------

5. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 町長の行政報告
- 日程第 4 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第 23 号 令和 3 年度松田町一般会計補正予算（第 1 号）
- 追加日程第 1 議案第 23 号 令和 3 年度松田町一般会計補正予算（第 1 号）（一般会計補正予算審査特別委員会報告）

6. 議会の状況

議 長 皆さん、おはようございます。春風の心地よい季節になりましたが、新型コロナウイルスは依然として終息が見えない状況が続いています。去る 4 月 19 日、松田町告示第 44 号により、令和 3 年第 2 回松田町議会臨時会の招集がされました。本日は定刻までに御参集いただき、ここに臨時会が開催できますことを衷心より感謝申し上げます。

この臨時会では、新型コロナウイルス感染予防のため、傍聴席は 10 席としており、マスクの着用、症状のある方の傍聴の御遠慮、入室時の消毒などお願いしています。議員並びに町長以下職員も、マスクの着用を許可しますが、円滑な議事進行、また議事録作成のため、発言の際は内容が明確に伝わるように、マイクなどを活用して発言してください。

また、閉鎖された議場に長時間いることは感染リスクが高まりますので、町長の議案に対する説明などは今まで以上に的確かつ分かりやすく行い、議員各位におかれましても要点を明確にして質問をして、時間短縮に努めてください。休憩中は窓を開けるなどして換気を行ってください。また、職員が感染した場合の行政の停滞などの影響を考慮して、町長から委任された課長職の出席は、説明・答弁に支障がない範囲で必要な人員とします。

次に、ICT を活用した議会実現のため、議場におけるスマートフォン、タブレット等の持ち込み、議事に関連する事項での使用を試験的に許可します。

報告いたします。古谷議員におかれましては、入院のため、本臨時会を欠席いたしますので、御承知おき願います。

それでは、ただいま出席の議員は議員定数12名中11名です。よって、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(9時02分)

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

議長 日程第1「会議録署名議員の指名について」を議題といたします。
会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。
7番 南雲まさ子君、8番 中野博君の両名をお願いいたします。

議長 日程第2「会期の決定について」を議題といたします。

この臨時会を開催するに当たりまして、昨日4月21日午前9時より議会運営委員会が開催されましたので、その結果を委員長より報告願います。議会運営委員会委員長 井上栄一君。

議会運営委員長 皆さん、おはようございます。議会運営委員会の報告を申し上げます。

令和3年第2回松田町議会臨時会の招集に当たり、4月21日午前9時より役場4階大会議室におきまして、委員6名中5名出席のもと、委員会を開催し、次のとおり決しましたので御報告申し上げます。

会期は本日4月22日の1日とさせていただきます。

次に、審議内容について申し上げます。日程第1「会議録署名議員の指名について」から日程第5「議案第23号令和3年度松田町一般会計補正予算（第1号）」を行います。

審議いただく議案は2件です。承認第1号専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）ですが、地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布され、4月1日より施行されることに伴い、3月31日に専決処分をしたものです。改正内容も経過措置期間の改正で、事務的なことであり、地方自治法の規定により提案されたものです。提案説明、詳細説明、質疑、討論を行った後、即決をお願いをいたします。

議案第23号令和3年度松田町一般会計補正予算（第1号）ですが、新型コロナ

ナウウイルス感染症総合対策事業に係るマスク、除菌用アルコールスプレーほかの消耗品や、町道6号線を主に交通安全対策と健康増進のためのグリーンベルト路面標示を塗り直す等の整備工事、幼・小・中学校などトイレ手洗い水栓化工事などの予算を補正するものです。提案説明、詳細説明、質疑を行った後、一般会計補正予算審査特別委員会を設置し、付託しますので、委員の方の詳細質問は特別委員会でお願います。また、議長におかれましてはオブザーバーとして特別委員会に出席していただきます。

以上で議会運営委員会の報告について終わりますが、不備な点がございましたら他の委員からの補足説明をお許し願いたいと思います。以上です。よろしくお願いをいたします。

議 長 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。この臨時会の会期につきましては、ただいま議会運営委員会委員長の報告どおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、令和3年第2回松田町議会臨時会の会期は本日4月22日の1日と決定いたしました。

議 長 日程第3「町長の行政報告」に入ります。

町 長 皆様、改めましておはようございます。日増しに暖かくなりました今日この頃でございますが、議員各位におかれましてはますますの御健勝のことと心からお喜びを申し上げます。

去る4月19日に令和3年第2回松田町臨時議会の招集告示をいたしましたところ、議員各位におかれましては公私にわたり大変御多用のところ、議員多数の御出席を賜り、ここに本臨時会が開催されますことを、まずもって御礼を申し上げます。

現在、このコロナの感染者数ですが、昨年からの合計が今、27名となっております。3月の30日に20番目の方が起きてからですね、これで約3週間ほどたつんですけれども、その3週間の間で7名というようなこととなります。東京・大阪等々にですね、第4波と言われているようなところがありますけれども、

この町の規模からするとですね、そのような第4波が近づいているというふうな感じをして、日々危機感を感じながら今、行政運営をしているところでございますので、引き続きしっかりと対応してまいりますので、皆さん方の御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に伴い、これまで行ってきました新型コロナウイルス感染症総合対策や、これまでの事業、行事につきましては、6月の定例会について詳細について御報告を申し上げさせていただきます。その旨、御了承いただきたいというふうに存じます。

本日の臨時会でございますが、承認第1号専決処分の承認案件として、松田町税条例の一部を改正する条例について、地方税法等の一部を改正する法律の施行により町条例の一部を改正する必要性が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により承認を求めるものでございます。

次に、議案第23号令和3年度松田町一般会計補正予算（第1号）につきましては、新型コロナウイルス感染症の再拡大が懸念される中で、感染症拡大防止対策に伴う補正予算を提案するものでございます。

以上、提案いたしました案件につきましては、議事の進行に伴い、私をはじめ副町長、教育長、各課長より御説明申し上げますので、御審議の上、御決議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

このたび4月の1日付で人事異動を発令し、幹部職員の異動と昇格がございましたので、ここで御紹介をさせていただきます。議会事務局長に昇格をした石井友子君、総務課長兼安全防災担当室長に早野政弘君、税務課長に昇格した山岸裕子君、環境上下水道課長に渋谷好人君、会計管理者兼出納室長に依田貞彦君でございます。

幹部職員をはじめ職員については、時代に対応した町政運営に取り組んでいくため、主体的に松田町の思い、行動すること、また町民の願いをかなえるために安心して生活ができる環境を整え、ふるさと松田への郷土愛を育むため、協働・連携協力を積極的に進めてまいりますので、議員各位の皆様におかれましては引き続き御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

以上が私からの行政報告になります。本日もよろしく願いいたします。

議 長 町長の行政報告を終わります。

議 長 日程第4「承認第1号専決処分の承認を求めることについて（松田町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 承認第1号専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和3年4月22日提出、松田町長 本山博幸。

よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

税 務 課 長 それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明させていただきます。

令和3年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が可決成立し、本年3月31日に公布されたところでございます。これにより、町税条例も所要の改正をする必要が生じましたが、このうち4月1日からの課税に係るものについては特に緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定により、松田町税条例の一部改正について、3月31日に専決処分いたしましたので、本臨時会において報告をさせていただき、承認を求めるものでございます。

2枚目に専決処分書、3枚目に改正文、4枚目に参考資料1として新旧対照表、5枚目に参考資料2として本年3月の議会全員協議会で御説明させていただきました資料を添付させていただいております。

改正の内容といたしましては、地方税法等の一部改正により、土地に係る固定資産税の負担調整措置につきまして、現行の仕組みが3年間延長されましたことを受け、改めるものでございます。

詳細につきましては、4枚目、参考資料1の新旧対照表にて御説明させていただきます。左が改正後、右が改正前でございます。

附則第7項でございます。用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して

課する固定資産税の経過措置について、現行の仕組みが3年間延長されたことに伴い、見出し及び同項内の平成30年度から平成32年度を令和3年度から令和5年度に改め、また地方税法等の一部を改正する法律の法律年と法律番号及び対象となる条項について改正するものでございます。

恐れ入ります。1枚お戻りください。改正文の中ほど、附則でございます。施行期日につきましては、第1項で附則第7項の規定は年度の延長のため、令和3年4月1日からとし、第2項では固定資産税に関する経過措置として、附則第7項の規定は令和3年度以後の年度分について適用し、令和2年度分までについては従前の例によるものと定めるものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声多数)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。承認第1号専決処分の承認を求めることについて(松田町税条例の一部を改正する条例)について、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり承認されました。

6 番 井 上 暫時休憩の動議をお願いしたいと思います。

議 長 暫時休憩します。議員の方は大会議室にお集まりください。職員の方には再開時間は改めて連絡します。(9時17分)

議 長 休憩を解いて再開します。(9時40分)

日程第5「議案第23号令和3年度松田町一般会計補正予算(第1号)」を議

題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町長 議案第23号令和3年度松田町一般会計補正予算（第1号）。

令和3年度松田町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ3,818万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億818万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年4月22日提出、松田町長 本山博幸。よろしく申し上げます。

議長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

政策推進課長 それでは、議案第23号令和3年度一般会計補正予算（第1号）について御説明をさせていただきます。

初めに、変異した新型コロナウイルスが急速に広がっており、コロナ感染の再拡大が広がる中、当町におきましても地域経済や町民生活に大きな影響を及ぼしており、その対策講じることは急務となっております。新型コロナウイルス感染症総合対策について、ここで補正予算を提案するものでございます。

それでは、8ページ、9ページの事項別明細書の2、歳入より御説明をさせていただきます。国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金、企画費補助金でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,418万円の歳入補正となります。

続きまして、諸収入、貸付金元利収入の経営安定緊急融資預託金元金収入につきましては、400万円を一時的にですね、歳出から同額を受け入れる補正でございます。金融機関に預託金として一時的に貸し付ける収入でございます。

続きまして、10ページ、11ページの歳出について御説明をさせていただきます。総務費、企画費、工事請負費（4）でございます。感染症総合対策事業では、創生推進拠点施設スプラポいわゆる旧松田土木事務所において、こちらは不特定多数が利用するトイレ、手洗い施設のですね、非接触型の自動水栓化工

事費として、6か所、60万円を補正するものでございます。この事業につきましては、近赤外線センサーで人の手を感知し、その信号で電弁を開閉して水を出す仕組みのものでございます。水力を利用した発電タイプのものでございます。新型コロナウイルス感染症予防対策として、優先的に不特定多数の来館者を迎える中ですので、感染症の蔓延防止対策の一つとして行うものでございます。

続きまして、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費（5）感染症総合対策事業の工事請負費につきましても、不特定多数の、特に高齢者等の感染予防対策として、健康福祉センターのトイレ、手洗い施設、8か所を非接触型の自動水栓化工事費として80万円を補正するものでございます。

続きまして、負担金補助及び交付金のオンライン環境構築サポート助成金につきましては、新しい日常での生活支援の一つとして、社会人や学生生活を応援するリモート用の備品購入に対し、上限を3万円として助成するもので、総額300万円の補正でございます。

続きまして、福祉施設の運営費助成金につきましては、高齢者福祉施設を守り、安定した福祉資源の確保を図ることを目的に、1施設に対し30万円を助成する事業で、総事業費150万円の補正でございます。こちらにつきましては、5施設を予定をしております。寄レストフルヴィレッジほか4施設を予定をしております。

続きまして、民生費、児童福祉費（10）感染症総合対策事業の工事請負費につきましても、こちらもスプラポの施設内にある2階の子育て支援センター内のトイレや、なのはな保育園のトイレの手洗いを非接触型の自動水栓化に伴う工事費として40万円の補正をするものでございます。

続きまして、衛生費、保健衛生費、予防費の（6）感染症総合対策事業の需用費、消耗品につきましては、感染予防及び防止対策用の消耗品として、マスクや手洗い用の無添加石けん等、また災害等に伴う避難所でのコロナ感染症予防消耗品として、施設内の分散用の避難所用のマットや手洗い石けんなどを購入するため、総額905万1,000円を補正するものでございます。

続きまして、備品購入費につきましては、飲料水生成装置、こちらは空気から飲料水を作り出す装置でございますが、今回は1台ではございますが、避難所用に購入するところでございます。災害時やコロナ対策感染症から生命を支える安全な飲料水の確保対策として、37万1,000円を補正するものでございます。

続きまして、衛生費、保健衛生費の環境対策費（9）感染症総合対策事業の需用費では、コロナ禍での町民の生活を守るための取組の一つとして、ヤマビルの生息区域が拡大をし、今後特に被害の多い梅雨期を迎える中ですので、地域住民の生活を守り、また農林従事者などにも大きな被害が想定されることから、ヤマビルの忌避剤をですね、緊急性を踏まえて、寄地区全世帯に配布し、新しい日常に対応していくための補正予算71万円を計上したところでございます。

続きまして、12、13ページになります。農林水産業費、農業費、自然休養村管理費（7）感染症総合対策事業の工事請負費でございます。農泊事業を推進する古民家旧安藤邸につきましては、施設の構造や安全面また衛生面におきまして、指定管理者での対応が困難な環境整備としてですね、ウィズコロナあるいはアフターコロナを見据えた中で、縁側の床の改修やキッチン機能の一部改修等を行うもので、120万円の補正でございます。こちらにつきましては、指定管理者との協定の規定に基づき、町が一部改修等を行うものでございます。こちらにつきましてもですね、指定管理者からプロポーザルの時点です、企画提案後に協定締結の間までです、現地を確認をし、必要性が生じたため、当初予算後の補正となったものでございます。

続きまして、商工費、商工振興費（7）感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金では、経営安定緊急融資利子補助金といたしまして、新規に10件分25万5,000円と、地域経済活動を守るためのセーフティーネットの強化を図るため、昨年度実施しました町独自のですね、制度融資について、コロナ禍の終息が見通せないことから、本年度に10件分を見込みですね、経営安定緊急融資中小企業信用保証料補助金として110万円、また貸付金につきましては、経営安

定緊急融資預託金として400万円、こちらは歳入同額となります。積立金につきましては、今回の補正する分の後年度の備えといたしまして、経営安定緊急融資利子補給基金積立金として80万円の補正をするものでございます。

次に、商工費、観光費の（４）感染症総合対策事業の負担金補助及び交付金では、宿泊施設への支援金といたしまして200万円の補正でございます。今後コロナワクチン接種が開始されますが、アフターコロナを見据えて、現在大変厳しい状況にある宿泊事業者を支援をし、地域経済の活性化を図るための補正でございます。1回当たりの支援につきましては、町商工振興会の商品券2,000円分を予定しているところでございます。

次に、土木費、道路橋梁費、道路維持費（３）感染症総合対策事業の工事請負費でございます。健康増進道路安全施設整備工事費として500万円を補正するものでございます。新型コロナウイルス感染症に伴い、新しい生活様式に対応していくため、経年劣化により路面標示が磨耗している箇所について整備するもので、子供たちの通学路の路面標示が磨耗している仲町商店街通りほか、主にですね、グリーンベルトの整備などを行っていくものでございます。

続きまして、教育費、事務局費（14）感染症総合対策事業、工事請負費につきましては、400万円の補正でございます。こちらにつきましても、感染予防と感染拡大防止対策として、教育施設のですね、各幼・小・中学校のトイレ手洗い施設の非接触型自動水栓化を整備するものでございます。

続きまして、備品購入費でございます。施設用備品といたしまして、非接触型の検温器及びですね、加湿空気清浄機を感染防止対策として購入するため、169万3,000円を補正するものでございます。

次に、14、15ページの社会教育費、生涯学習センター管理費の（7）感染症総合対策事業、工事請負費につきましても、不特定多数の来館者が利用する生涯学習センターのトイレ手洗いを17か所をですね、非接触型の自動水栓化を整備するため、170万円を補正するものでございます。

16ページになります。トイレ手洗い水栓化工事との施設名と箇所数、また古民家旧安藤邸感染症対策環境整備工事について、箇所図を添付させていただき

ました。

以上、一般会計補正予算につきまして、よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

5 番 田 代 恐縮です。予算書の11ページ、下段です。予防費、感染症総合対策事業、10番需用費、消耗品費905万1,000円。このことについて、もう少し詳しく、丁寧に説明をお願いします。

総 務 課 長 こちらのほうのですね、感染症予防対策、消耗品につきましては、こちらのほう、町内の全世帯とですね、事業所を含めまして、約5,100を対象に、全部で感染予防セットを配布させていただきます。内容としましては、マスク、それから手指消毒液、あと無添加石けん、あとごみ袋、こちらのほうをワンセットにして配布させていただく予定でございます。以上です。

5 番 田 代 これは役場の内部でちょっと伺った話なんですけれども、感染防災対策セット。これを今総務課長のお話のとおり、今の話ですと5,100ですか、全戸配布と、事業所ですか。それにお配りするというので、4月の13日の火曜日、9時からセンターの大ホールホワイエで袋詰めをやるような、そんなお話をお伺いしたんですけれども、これについてはどういったことでそのようなことに進んでいるのかどうか。事実確認をさせてください。お願いします。

総 務 課 長 こちらのほうの袋詰めにつきましては、こちらの感染予防、今現在の、先ほど財政課長からもお話ありましたが、感染力の高いコロナ変異株が猛威を振るい始めている、第4波が近づいているということの中で、うちのほうの昨年度まで買った商品の備蓄がございます。その備蓄を今回配布対策用として袋詰めをしたような次第でございます。以上です。

5 番 田 代 冒頭私が質問したのは、11ページの905万1,000円、消耗品と。これについて今、総務課長のほうで、町内全世帯配布、事業所配布、5,100袋分か、セットでね。の予算ですと。今、前年度備蓄したものだと言われましたけれど、言っていることがよく分かりません。今私が聞いたのは、この5,100世帯分は前年度

買ったもので、備蓄してあるものを袋詰めしたと、そのように今、聞こえたんですけれども、初めの説明と今の説明の違いがよく分かりませんので、もう少し丁寧をお願いいたします。

総務課長 すみません。今、田代議員がおっしゃられた、まず初め、4月13日に袋詰めをしているというのは、こちらのほうはですね、昨年度うちのほうで購入した、コロナ対策で購入した消耗品がございまして、そちらのほうの消耗品を今回、うちのほうの在庫をですね、このような第4波に合わせてましてですね、配布するために今回袋詰めをさせていただきました。

今回のこの補正のほうの内容につきましては、要は今お話ししましたように、コロナの第4波がなって、うちのほうの備蓄の在庫がなくなってしまうと。その不足分を今回ここで予算計上させていただいた形でございます。

5番田代 丁寧な説明ありがとうございます。その件に関しては理解させていただきました。

それで、うわさですと、4月の24日の土曜日からゴールデンウィーク前までに袋詰めしたものをスピード感を持って職員の方が全戸配布するというふうなお話を聞いたんですけど、それについてはいかがなものでしょうか。

総務課長 こちらのほうにつきましてはですね、今、緊急的にですね、うちのほうもこの緊急事態宣言が今週末に国のほうも東京とか大阪とかそれぞれ発令する様な状況で、いつ第4波の影響が出てくるか分からないということになっておりますので、うちのほうとしましては緊急的にですね、やっていきたいというようなところでございますが、もちろんこちらのほうの承認がいただけないと、お認めいただけないと、なかなか難しい…。(私語あり)

副町長 今、総務課長のほうがですね、すみません。本当に一日でも早くですね、町民の方々にお配りしたいというところは本当です。ただですね、いきなりこれをですね、町が配ったというところで、留守のお宅もいろいろあって、町民の方になかなか周知ができないというところがございます。この辺はですね、5月の1日にですね、チラシをまずさせていただいて、町民の方に周知をさせていただこうと思います。その周知がですね、皆さん各戸に1週間ぐらいあれば

周知ができるかなというところで、一日でも早いんですが、この辺を考えると、やむを得ずゴールデンウィーク中、もしくはゴールデンウィークを明けた後にですね、配布をさせていただくようかなというところで今、私どもでは計画をしているところでございます。以上です。

5 番 田 代 そうしますと、整理しますと、4月24日から配布して、ゴールデンウィーク前までにおしまいということで、職員さんに協力いただいて全戸配布という話は、全く間違いだということによろしいですね。

副 町 長 間違いとかじゃなくて、当初はですね、一日でも早くというところがあったんですが、やはりその辺のスケジュールをですね、と、また町民の方々へのしっかりした周知が必要であろうということを考えますと、今、私が申し上げたとおりなスケジュールになってきたというところでございます。よろしく願いいたします。

5 番 田 代 そうしますと、ゴールデンウィーク明けに全戸配布と。全戸配布される手段、どのような手順で配布されるのか、よろしくお願いします。

副 町 長 この辺はですね、以前にマスクをお配りしたときに、自治会長さんの御協力、組長さんですね、御協力も得たところですが、今回は緊急性もあるということで、まずは職員で配布をするというところを考えております。また、緊急性というところもありますし、私の中では一つ、職員の研修ということもあります。やはり町内の中をですね、よく見て歩くという部分を含めた中でですね、今回は職員に配布をお願いしたというところでございます。以上です。

5 番 田 代 私はスピード感を持ってね、町民のためにこういった物品を配布するというのは、一つの手法としてはよいことだと思います。前提論として、その概要が分からなかったのですね、今、本会議でお伺いしました。あと詳細については、特別委員会を設けるようなので、そちらのほうで詳しく聞かせていただきます。御回答ありがとうございました。

議 長 そのほかはございませんか。

お諮りします。ただいま議題となっています本案につきましては、特別委員会を設置し、付託の上、審査することにしたいと思いますが、御異議ございま

せんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は特別委員会に付託の上、審査することに決定しました。

ここで暫時休憩しますので、休憩中に付託をする委員会など必要な事項を決定するようお願いします。決定しましたら議長まで報告願います。

暫時休憩します。(10時02分)

議 長 休憩を解いて再開いたします。(10時09分)

休憩中に一般会計補正予算特別委員会を設置することに決定しました。委員は議長を除く議員10名です。委員長には寺嶋正君、副委員長には唐澤一代君が決定しました。審査をよろしくお願いいたします。なお、議長もオブザーバーとして参加させていただきますので、よろしくお願いいたします。

暫時休憩とします。休憩中に委員会を開催し、審議してください。

(10時10分)

議 長 休憩を解いて再開します。(14時30分)

報告します。大館議員におかれましては、所用のため午後の臨時会を欠席いたします。

お諮りします。休憩中に一般会計補正予算審査特別委員会委員長より一般会計補正予算審査特別委員会報告書の提出がありましたので、この議案を日程に追加し、議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。「議案第23号令和3年度松田町一般会計補正予算(第1号)(一般会計補正予算審査特別委員会報告)」を追加日程第1として追加してください。

事務局は議案を配付してください。

(議案配付)

配付漏れはございませんか。

(「なし」の声あり)

配付漏れなしと認めます。

議長 追加日程第1「議案第23号令和3年度松田町一般会計補正予算（第1号）（一般会計補正予算審査特別委員会報告）」を議題といたします。

本案については、一般会計補正予算審査特別委員会の審査報告を求めます。

委員長 寺嶋正君。

一般会計補正予算
審査特別委員長

それでは、特別委員会報告をさせていただきます。

令和3年4月22日、松田町議会議長 飯田一殿。一般会計補正予算審査特別委員会委員長 寺嶋正。

一般会計補正予算審査特別委員会報告書。本委員会は、4月22日に役場4階大会議室において、委員全員出席のもとに特別委員会を開催し、令和3年第2回議会臨時会において付託された議案第23号令和3年度松田町一般会計補正予算（第1号）について、慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

記、1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。副町長、参事兼まちづくり課長、政策推進課長、総務課長、子育て健康課長、福祉課長、観光経済課長、教育委員会教育課長及び関係職員出席のもと、新型コロナウイルス感染症総合対策事業に係る予算について、一括で質疑を行い、詳細に審査しました。

この結果、次の事項について強く申入れます。

（1）ポリエステル製マスク（奴さんプリント）の購入については凍結し、消耗品の購入に当たっては住民のニーズに合ったものを検討されたい。

（2）事業執行に当たっては自治会との連携を密にし、コロナ対策を進められたい。

（3）新型コロナウイルス感染症総合対策事業の消耗品及びトイレ手洗い水栓化工事等の執行については、地域経済活性化のため、地元業者を活用されたい。

以上で報告を終わります。

議長 一般会計補正予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。それでは質

疑に入ります。

質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第23号令和3年度松田町一般会計補正予算(第1号)に対する委員長の報告は可決です。議案第23号令和3年度松田町一般会計補正予算(第1号)は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。

議長 以上で予定しました日程の全てが終了しました。これをもって本臨時会は閉会といたします。慎重な御審議ありがとうございました。(14時36分)

この議事録は事務局が作成したものであるが、その正確なることを証するために署名いたします。

令和 3年 7月 6日

松田町議会議長 飯田 一

署名議員 7番 南雲 まさ子

署名議員 8番 中野 博